

平成30年4月1日以降発生した犯罪行為の被害者等の方へ

犯罪被害にあわれた方・ご遺族の方へ

# 犯罪被害給付制度のご案内

## 犯罪被害給付制度とは

この制度は、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

## 犯罪被害者等給付金の種類

犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付金が支給されます。

## 支給額

給付金の支給額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づいて算定されます。

ただし、犯罪被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。

## 給付金支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。

申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときできません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に申請をすることができます。



## 犯罪被害給付制度のあゆみ

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人事件の犯罪被害者の遺族、被害者学の研究者、弁護士会等から、公的な犯罪被害者補償制度の確立の必要性が主張され、さらに、昭和49年8月に発生した三菱重工ビル爆破事件等を契機として、国会、マスコミ等で大きく論議され、この制度の確立を求める声が高まったことを踏まえ、昭和55年5月1日に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、昭和56年1月1日から施行されたものです。

その後、平成7年に発生した地下鉄サリン事件などの無差別殺傷事件を契機に、犯罪被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識されたことに伴い、犯罪被害給付制度を始めとする犯罪被害者に対する支援の拡充を求める社会的な気運が急速に高まり、支給対象の拡大や給付基礎額の引上げを中心とした法改正がなされました（平成13年7月1日施行）。

平成16年12月、犯罪被害者等基本法が成立し、平成17年12月、同法に基づいて犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、同基本計画に「犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大」が盛り込まれたことを踏まえ、重傷病給付金について、支給要件の緩和、支給対象期間の延長などを行う政令改正がなされるとともに、親族間での犯罪について支給制限の緩和を行う規則改正がなされました（平成18年4月1日施行）。

また、法律の題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改めるとともに、目的の改正、休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算、やむを得ない理由のため期間内に申請できなかった場合の特例などの規定を整備する法改正がなされ、これと併せて、重度後遺障害者（障害等級第1級から第3級までに該当する障害が残った者）に対する障害給付金の額の引上げ、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の額の引上げなどを図る政令改正がなされました（いずれも平成20年7月1日施行）。

さらに、犯罪被害者が暴力組織に属していた場合には原則として不支給とするとともに、配偶者からの暴力事案等の場合における支給制限を緩和するための規則改正（平成21年10月1日施行）、障害等級のうち、外貌醜状の等級を見直す規則改正（平成23年7月15日施行）、親族間での犯罪に係る減額・不支給事由を見直す規則改正が（平成26年11月1日施行）がなされました。

加えて、第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月閣議決定）を踏まえて行われた実態調査の結果や「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」の提言を受け、幼い遺児がいる場合の遺族給付金の増額や、重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付の柔軟化などを行う政令改正がなされるとともに、親族間での犯罪に係る減額・不支給事由の抜本的見直しを行う規則改正がなされました（平成30年4月1日施行）。

## 遺族給付金

### 支給額

- ・ 犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額（生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて加算）
- ・ 犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は、負傷又は疾病から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合計額を加算した額（第一順位の遺族が二人以上いるときは、その人数で除した額）

### ○支給を受けられる人

亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族

### ○支給を受けられる遺族の範囲と順位

- 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
  - 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の  
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
  - 3 2に該当しない犯罪被害者の  
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
- ※ ○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。
- ※ 例～亡くなった犯罪被害者に①配偶者及び②子がない場合は、③父母が第一順位となります。

# 犯罪被害者等給付金

## 重傷病給付金

### 支給額

負傷又は疾病にかかった日から3年間における  
保険診療による医療費の自己負担相当額  
と  
休業損害を考慮した額  
を合算した額  
【上限額：120万円】

### ○支給を受けられる人

犯罪行為によって、重傷病（療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要する。）を負った犯罪被害者本人。

### ◆対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害をいいます。

### ◆給付金の支給が受けられる犯罪被害者又は遺族の資格

日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。

外国籍の人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた人については支給の対象となります。

## 障害給付金

### 支給額

犯罪被害者の収入と  
残った障害の程度に応じて算出した額  
【最高額～最低額】  
重度の障害（障害等級第1級から第3級までに該当する障害）が残った場合  
3,974.4万円～1,056万円  
それ以外の場合  
1,269.6万円～18万円

### ○支給を受けられる人

障害が残った犯罪被害者本人

### ○「障害」とは

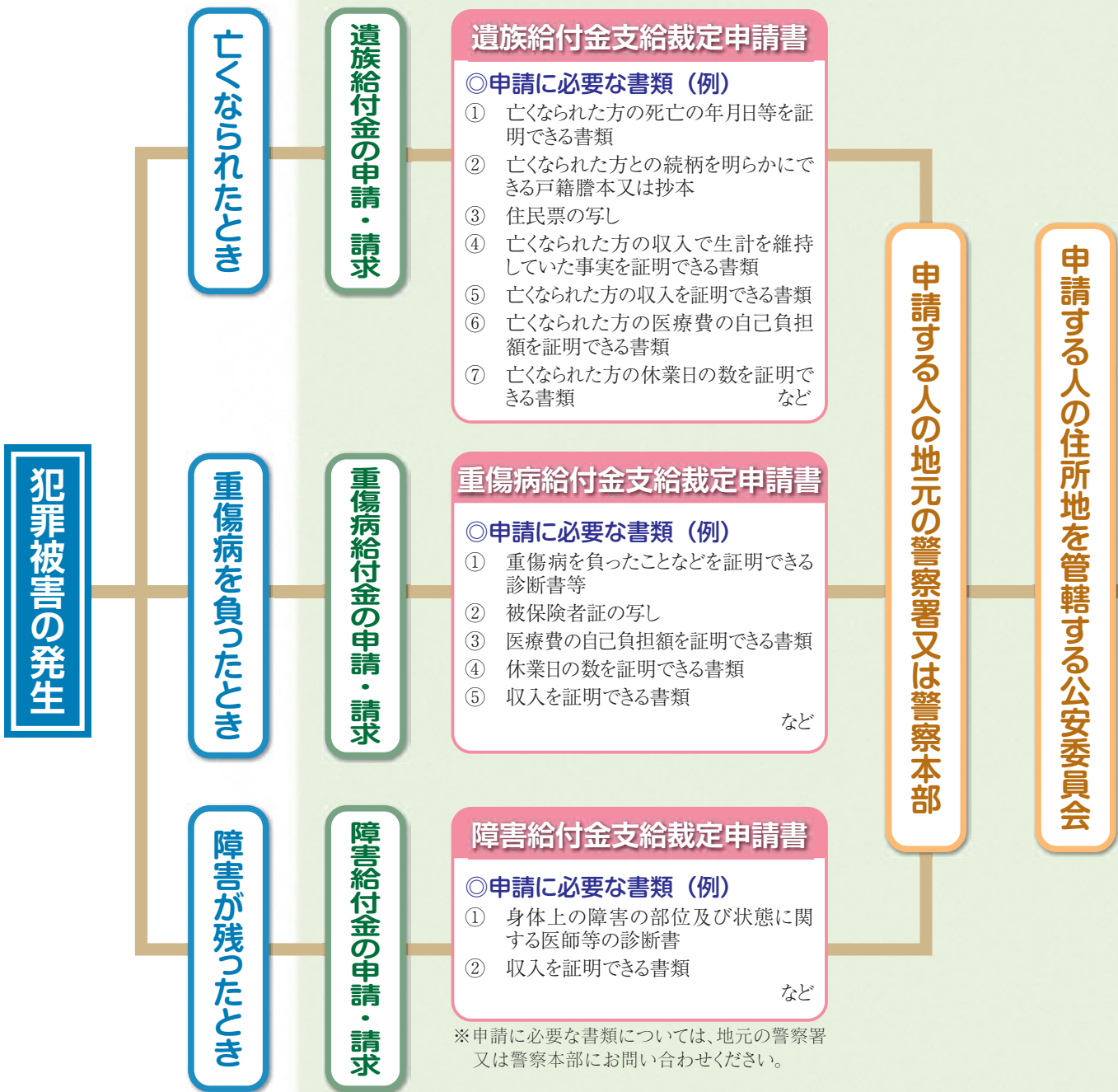
負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害で、障害等級第1級から第14級までに該当する程度をいい、具体的には国家公安委員会規則で定められています。

### ◆「仮給付金」の支給

犯人が不明であるなど、速やかに裁定を行うことができない事情があるときは、仮給付金が支給されます。

# 犯罪被害者等給付金の申請・請求の流れ

## 支給裁定申請の手続



### 申請の期限

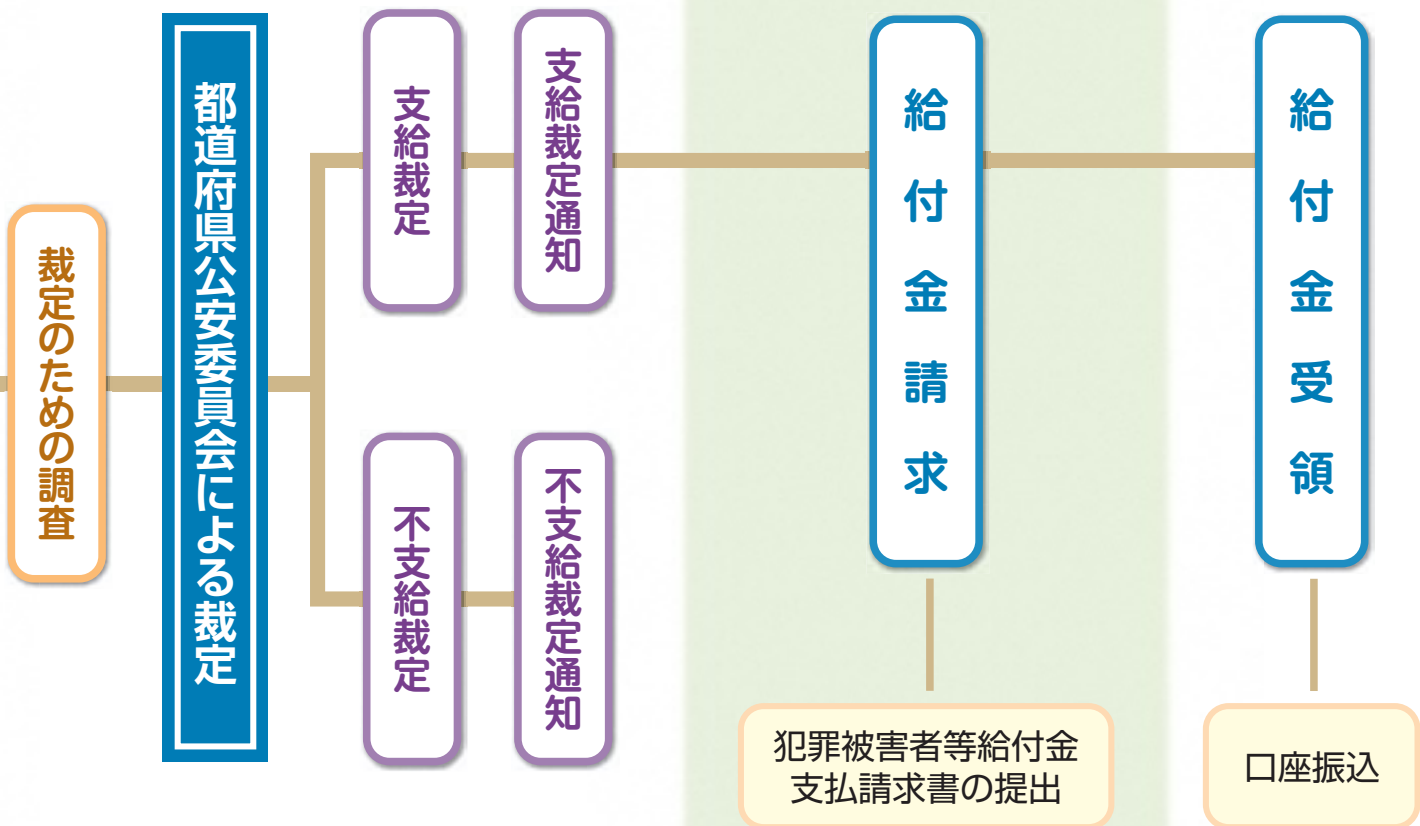
犯罪被害者等給付金の支給裁定申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはできません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、申請をすることができます。



# 給付金の請求手続

## 裁定とは

都道府県公安委員会が支給に係る法定要件を確認するとともに、犯罪被害に関する事実関係などを明らかにし、給付金を支給するか否かを定める行政行為です。



## 審査請求

裁定内容に不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に国家公安委員会に審査請求をすることができます。

## 給付金を受ける権利の時効

犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、2年間請求を行わないときには、消滅します。

給付金が振り込まれると、  
国庫金振込通知書が送付されます。

# 犯罪被害給付制度Q&A

Q

故意の犯罪行為による被害であれば、どのような場合でも給付金が支給されるのですか。

犯罪による被害でも、次のような場合などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

- 犯罪被害者と加害者との間に、夫婦関係や親子関係などの親族関係があったとき
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき又は容認したとき
- 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき
- 犯罪被害者について、犯罪被害者に不注意又は不適切な行為があったとき
- 犯罪被害者と加害者との関係（金銭関係や男女関係のトラブルなど）、その他の事情からみて給付金を支給することが社会常識に照らし適切でないと認められるとき

A

Q

親族間での犯罪の場合、給付金が支給されるのは、どのような場合ですか。

犯罪行為が行われた時において、親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等には給付金の全部又は一部が支給される場合があります。また、犯罪行為が行われた時において18歳未満であった者が犯罪被害者又は第一順位遺族となる場合には支給制限が緩和されます。

A

Q

社員が仕事に犯罪被害を受けた場合には、労災保険による補償が行われますが、このような場合であっても給付金は支給されるのですか。

労働者災害補償保険法（労災保険）その他の法令により公的な支給が行われる場合には、犯罪被害者等給付金の額を上限として調整されます（補償額が犯罪被害者等給付金の額を上回るときは、犯罪被害者等給付金は支給されません。）。

A

Q

加害者側から損害賠償を受けた場合には、給付金は支給されるのですか。

犯罪被害を原因として犯罪被害者又は遺族が損害賠償を受けた場合に、受領した損害賠償の額が給付金の額を上回っているときは支給されません。また、損害賠償の額が給付金の額を下回る場合は、給付金の額から受領した損害賠償の額を差し引いた額を支給することとなります。

なお、示談等により、損害賠償請求権を放棄した場合も、支給されません。

※ 損害賠償を受けたときは、次の事項を記載した書面を都道府県公安委員会に届け出なければなりません。

- 損害賠償を受けた人の氏名、住所及び被害者との続柄
- 損害賠償を受けた年月日
- 損害賠償をした人の氏名、住所、職業及び加害者との関係
- 受領した損害賠償額及びその内訳

A

Q

交通事故によって被害を受けた場合には、給付金は支給されるのですか。

この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害には、犯罪被害者等給付金は支給されません。

なお、交通事故の被害には、自動車損害賠償保障法が適用されることとなります。

A

Q

重傷病給付金の支給対象となる「精神疾患に関し、PTSD等で3日以上労務に服することができない程度」とは、誰がどのように判断するのですか。

申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会が、診断書などの医師の診断結果に基づいて判断を行います。また、必要に応じて医師からの聴取りを行う場合もあります。

A

Q

障害給付金の対象となる「障害」とは、どの程度の障害をいうのですか。

障害の程度は、他の災害補償関係法令の障害等級と同様に第1級から第14級までをいいます。

なお、法令で定められている障害等級については、P7を参照してください。

A



# 障害等級

等級	身体上の障害	等級	身体上の障害
第1級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼が失明したもの</li> <li>2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃したものの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>5 両上肢をひざ関節以上で失つたもの</li> <li>6 両上肢の用を全廃したものの</li> <li>7 両下肢をひざ関節以上で失つたもの</li> <li>8 両下肢の用を全廃したものの</li> </ol>	第9級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.6以下になつたもの</li> <li>2 一眼の視力が0.06以下になつたもの</li> <li>3 両眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>6 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能に障害を残すもの</li> <li>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>8 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</li> <li>9 一耳の聴力を全く失つたもの</li> <li>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>12 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの</li> <li>13 一手の母指を含み二の手指の用を廃したものの又は母指以外の三の手指の用を廃したものの</li> <li>14 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの</li> <li>15 一足の足指の全部の用を廃したものの</li> <li>16 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>17 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になつたもの</li> <li>2 両眼の視力が0.02以下になつたもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>5 両上肢を手関節以上で失つたもの</li> <li>6 両下肢を足関節以上で失つたもの</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつたもの</li> <li>2 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能を廃したものの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>5 両手の手指の全部を失つたもの</li> </ol>
第2級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつたもの</li> <li>2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力を全く失つたもの</li> <li>4 一上肢をひざ関節以上で失つたもの</li> <li>5 一下肢をひざ関節以上で失つたもの</li> <li>6 両手の手指の全部の用を廃したものの</li> <li>7 両足をリスフラン関節以上で失つたもの</li> </ol>	第10級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼の視力が0.1以下になつたもの</li> <li>2 正面視で複視を残すもの</li> <li>3 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に障害を残すもの</li> <li>4 十四歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</li> <li>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</li> <li>6 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</li> <li>7 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したものの</li> <li>8 一下肢を3センチメートル以上短縮したものの</li> <li>9 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの</li> <li>10 一上肢の三大関節の中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>11 一下肢の三大関節の中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ol>
第3級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの</li> <li>2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>4 一上肢を手関節以上で失つたもの</li> <li>5 一下肢を足関節以上で失つたもの</li> <li>6 一上肢の用を全廃したものの</li> <li>7 一下肢の用を全廃したものの</li> <li>8 両足の足指を全部失つたもの</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.1以下になつたもの</li> <li>2 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</li> <li>4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>5 脊(せき)柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>6 一上肢の三大関節の中の一関節の用を廃したものの</li> <li>7 一下肢の三大関節の中の一関節の用を廃したものの</li> <li>8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの</li> </ol>
第4級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの</li> <li>2 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</li> <li>4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>5 脊(せき)柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>6 一上肢の三大関節の中の一関節の用を廃したものの</li> <li>7 一下肢の三大関節の中の一関節の用を廃したものの</li> <li>8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの</li> </ol>	第11級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>4 十歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</li> <li>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</li> <li>6 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>7 脊(せき)柱に変形を残すもの</li> <li>8 一手の示指、中指又は環指を失つたもの</li> <li>9 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したものの</li> <li>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ol>
第5級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの</li> <li>2 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</li> <li>4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>5 脊(せき)柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>6 一上肢の三大関節の中の一関節の用を廃したものの</li> <li>7 一下肢の三大関節の中の一関節の用を廃したものの</li> <li>8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼の視力が0.1以下になつたもの</li> <li>2 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</li> <li>4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>5 脊(せき)柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>6 一上肢の三大関節の中の一関節の用を廃したものの</li> <li>7 一下肢の三大関節の中の一関節の用を廃したものの</li> <li>8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの</li> </ol>
第6級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつたもの</li> <li>2 両眼の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>3 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>6 一手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指を失つたもの</li> <li>7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したものの</li> <li>8 一足をリスフラン関節以上で失つたもの</li> <li>9 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</li> <li>10 一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</li> <li>11 両足の足指の全部の用を廃したものの</li> <li>12 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>13 両側の睾(こう)丸を失つたもの</li> </ol>	第12級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>3 七歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</li> <li>4 一耳の耳殻の大部分を欠損したものの</li> <li>5 鎖骨、胸骨、肋(ろつ)骨、肩胛(こう)骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>6 一上肢の三大関節の中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>7 一下肢の三大関節の中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>8 長管骨に変形を残すもの</li> <li>9 一手の小指を失つたもの</li> <li>10 一手の示指、中指又は環指の用を廃したものの</li> <li>11 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの</li> <li>12 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したものの</li> <li>13 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>14 外貌に醜状を残すもの</li> </ol>
第7級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつたもの</li> <li>2 両眼の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>3 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>6 一手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指を失つたもの</li> <li>7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したものの</li> <li>8 一足をリスフラン関節以上で失つたもの</li> <li>9 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</li> <li>10 一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</li> <li>11 両足の足指の全部の用を廃したものの</li> <li>12 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>13 両側の睾(こう)丸を失つたもの</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼の視力が0.06以下になつたもの</li> <li>2 正面視以外で複視を残すもの</li> <li>3 一眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> <li>5 五歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</li> <li>6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> <li>7 一手の小指の用を廃したものの</li> <li>8 一手の母指の指骨の一部を失つたもの</li> <li>9 一下肢を1センチメートル以上短縮したものの</li> <li>10 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの</li> <li>11 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</li> </ol>
第8級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になつたもの</li> <li>2 脊(せき)柱に運動障害を残すもの</li> <li>3 一手の母指を含み二の手指を失つたもの又は母指以外の三の手指を失つたもの</li> <li>4 一手の母指を含み三の手指の用を廃したものの又は母指以外の四の手指の用を廃したものの</li> <li>5 一下肢を5センチメートル以上短縮したものの</li> <li>6 一上肢の三大関節の中の一関節の用を廃したものの</li> <li>7 一下肢の三大関節の中の一関節の用を廃したものの</li> <li>8 一上肢に偽関節を残すもの</li> <li>9 一下肢に偽関節を残すもの</li> <li>10 一足の足指の全部を失つたもの</li> </ol>	第14級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> <li>2 三歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</li> <li>3 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</li> <li>4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</li> <li>7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</li> <li>8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したものの</li> <li>9 局部に神経症状を残すもの</li> </ol>

## お問い合わせ先一覧

申請者がお住まいの都道府県	本 部 名	担当課 (室)	電話番号(代表)
北海道	北海道警察本部	警 務 課	011-251-0110
青森県	青森県警察本部	警 務 課	017-723-4211
岩手県	岩手県警察本部	県 民 課	019-653-0110
宮城県	宮城県警察本部	警 務 課	022-221-7171
秋田県	秋田県警察本部	警 務 課	018-863-1111
山形県	山形県警察本部	警 務 課	023-626-0110
福島県	福島県警察本部	県民サービス課	024-522-2151
東京都	警 視 庁	企 画 課	03-3581-4321
茨城県	茨城県警察本部	警 務 課	029-301-0110
栃木県	栃木県警察本部	県民広報相談課	028-621-0110
群馬県	群馬県警察本部	広 報 広 聴 課	027-243-0110
埼玉県	埼玉県警察本部	警 務 課	048-832-0110
千葉県	千葉県警察本部	警 務 課	043-201-0110
神奈川県	神奈川県警察本部	警 務 課	045-211-1212
新潟県	新潟県警察本部	警 務 課	025-285-0110
山梨県	山梨県警察本部	警 務 課	055-221-0110
長野県	長野県警察本部	警 務 課	026-233-0110
静岡県	静岡県警察本部	警 察 相 談 課	054-271-0110
富山県	富山県警察本部	警 察 相 談 課	076-441-2211
石川県	石川県警察本部	県民支援相談課	076-225-0110
福井県	福井県警察本部	警 務 課	0776-22-2880
岐阜県	岐阜県警察本部	広 報 県 民 課	058-271-2424
愛知県	愛知県警察本部	住民サービス課	052-951-1611

三重県	三重県警察本部	広 聴 広 報 課	059-222-0110
滋賀県	滋賀県警察本部	警察県民センター	077-522-1231
京都府	京都府警察本部	警 務 課	075-451-9111
大阪府	大阪府警察本部	府民応接センター	06-6943-1234
兵庫県	兵庫県警察本部	警 務 課	078-341-7441
奈良県	奈良県警察本部	県民サービス課	0742-23-0110
和歌山県	和歌山県警察本部	警 察 相 談 課	073-423-0110
鳥取県	鳥取県警察本部	広 報 県 民 課	0857-23-0110
島根県	島根県警察本部	広 報 県 民 課	0852-26-0110
岡山県	岡山県警察本部	県 民 応 接 課	086-234-0110
広島県	広島県警察本部	警察安全相談課	082-228-0110
山口県	山口県警察本部	警 察 県 民 課	083-933-0110
徳島県	徳島県警察本部	情 報 発 信 課	088-622-3101
香川県	香川県警察本部	広聴・被害者支援課	087-833-0110
愛媛県	愛媛県警察本部	警 務 課	089-934-0110
高知県	高知県警察本部	県民支援相談課	088-826-0110
福岡県	福岡県警察本部	被害者支援・相談課	092-641-4141
佐賀県	佐賀県警察本部	広 報 県 民 課	0952-24-1111
長崎県	長崎県警察本部	警 務 課	095-820-0110
熊本県	熊本県警察本部	広 報 県 民 課	096-381-0110
大分県	大分県警察本部	広 報 課	097-536-2131
宮崎県	宮崎県警察本部	警 務 課	0985-31-0110
鹿児島県	鹿児島県警察本部	相 談 広 報 課	099-206-0110
沖縄県	沖縄県警察本部	広 報 相 談 課	098-862-0110